

IT 経営教科書の取扱い規定

平成 18 年 5 月 1 日（改訂）

IT 経営応援隊事務局

IT 経営応援隊の Web-site に掲載されている IT 経営応援隊成果物としての「IT 経営教科書」に関して、民間等の事業者又は個人がこれを利用する上での取扱い規定を次のように定める。

（対象）

第 1 条 IT 経営応援隊事業の一つとして IT 経営教科書作成委員会が作成した下記のものを対象とする。

- ・ IT 経営教科書「これだけは知っておきたい IT 経営 2006 年版」
- ・ IT 経営の気づき（IT 経営教科書「IT 経営気づき事例集」）
- ・ IT 経営紹介パンフレット「IT 経営のススメ」（IT 経営教科書別冊）
- ・ IT 経営支援者マニュアル

（趣旨）

第 2 条 原則、IT 経営応援隊 Web-site からダウンロードして自由に活用できるものとするが、民間等の事業者又は個人がこれらの教科書をカスタマイズして印刷物等を発行する場合の取扱いについてはこの規定によるものとする

（申請及び承認）

第 3 条 民間等の事業者又は個人から、これらの教科書等をカスタマイズした印刷物を発行したい旨の申請があった場合、独立行政法人情報処理推進機構内 IT 経営応援隊事務局において、印刷物を発行する目的、活用方法及びカスタマイズした内容が IT 経営応援隊の趣旨に合致するかどうかを審査し、承認の判断をするものとする

（承認基準）

第 4 条 民間等の事業者又は個人から、これらの教科書等をカスタマイズした印刷物を発行したい旨の申請があった場合、IT 経営応援隊事務局において下記に掲げる要件に合致するか否かを判断し、承認の可否を判断するものとする

1. 全文引用の場合

- （1）内容については、原則変更不可とする
- （2）レイアウトの変更は可とする

IT 経営教科書の取扱い規定

- (3) 出典を明記する（例：この資料は IT 経営応援隊 IT 経営教科書作成委員会で作成された資料を全部引用し、デザイン、レイアウト等については再編集してあります）
- (4) 公序良俗に反しない利用範囲であること
- (5) 冊子名は IT 経営応援隊とするが、最後に企業の IT 経営応援隊事業の取組みを記載し、裏表紙に企業名を記載することは可とする
- (6) 冊子に自社製品等を掲載することは不可とする

2. 一部を引用する場合

- (1) 原則として一部の引用は認めない
- (2) ただし、使用目的が IT 経営応援隊の趣旨に沿ったものであり、IT 経営応援隊事務局で、一部の引用がこれら教科書の目的、活用方法と齟齬をきたさないと判断される場合は引用を認める

(申請手続)

第 5 条 申請を行おうとする事業者又は個人は、IT 経営応援隊事務局に対して、様式 1 に基づく申請書 1 通を提出すること

(承認の通知)

第 6 条 前条の申請書の提出があった場合において、審査の結果、承認すべきと認められた場合には様式 2 により通知するものとする

(事業者の責務)

第 7 条 これら教科書等の印刷物発行等を承認された事業者又は個人は作成された印刷物を、出来上がり次第、一部を IT 経営応援隊事務局に納めるものとする

(その他)

第 8 条 IT 経営応援隊事務局は、承認に係る印刷物が本規定に合致しない又はその恐れがあると認められたときには、承認を受けた事業者又は個人に対して、その是正の勧告を通知するものとする。

2 事業者又は個人が前項の勧告に従わないときは、IT 経営応援隊事務局は承認を取り消す旨速やかに通知するものとする

(様式 2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(法人にあつては名称及び代表者の氏名) あて

IT 経営応援隊事務局

IT 経営応援隊 IT 経営教科書の引用承認

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のありました、IT 経営教科書の引用に関して、下記を条件として承認します。

記

1. 引用を承認する教科書名：
2. 申請内容に変更が生じたときは、遅滞なくこれを報告すること
3. 貴殿の行為が IT 経営応援隊「IT 経営教科書の取扱い規定」に合致しない又はその恐れがあるときには、IT 経営応援隊事務局がその是正のための勧告を行うことが出来ること
4. 貴殿が3の勧告に従わないときは、IT 経営応援隊事務局は承認を取り消すことが出来ること